

# 笠置町の対応について

京都府全域に対する緊急事態宣言の延長に伴い、新型コロナウイルスの感染を拡大させないため、町施設及び町内の府立施設について、施設の使用制限及び事業の中止等を講じます。

**期間は令和3年6月20日（日）**までです。

みなさまには、不要不急の外出を控えていただき、引き続き手洗い、手指消毒の徹底等、感染防止のための対策をおとりいただきます。

# 使用を制限する施設等について

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 産業振興会館：会議室・ホールの貸出、喫茶コーナー             | 休止 |
| 笠置いこいの館：ゲートボール場、会議室、<br>ボルダリングルームの貸出 | 休止 |
| 笠置運動公園：貸出                            | 休止 |
| 笠置会館：会議室の貸出                          | 休止 |
| つむぎてらす：各部屋の貸出                        | 休止 |
| サテライトオフィス、交流プラザ、お試し住宅：貸出             | 休止 |
| 笠置キャンプ場：6月21日（月）午前8時まで               | 閉鎖 |
| 府立笠置山自然公園：閉鎖                         |    |

## 使用を制限する施設等について②

施設の使用制限に伴い、各種事業についても中止または延期といたします。

笠置会館でのデイサービス事業や、つむぎてらすでの健康関連事業など、ご利用いただいている皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、感染拡大を防止するため、ご協力いただきますようお願いいたします。